

【特集】投資信託にかかる3つの手数料とは？

今回は投資信託にかかる手数料についておさらいしていきます。投資信託とは、「投資家から集めたお金をひとつの大きな資金とし、株式や債券などに投資をしていく金融商品」のことをいいます。

国内外の様々な商品に投資ができる反面、手数料がかかります。

投資信託の主な手数料には、「購入時手数料」・「運用管理費用」・「信託財産留保額」の3つがあります。この中でも運用リターンに大きく影響するのは、保有中ずっと負担し続ける運用管理費用。これは長期運用をすればするほど、リターンへの影響が大きくなります。商品を選ぶ時には、一度手数料をチェックしてみるとよいでしょう。



名称	いつ？	内容
購入時手数料	購入時	購入金額に対して0~3%程度。販売会社に対して購入時に1回だけ支払う。販売会社がある程度自由に決められるため、同じ商品でも販売会社により手数料は異なる。
運用管理費用	保有中	運用残高に対して0.1%~3%程度。運用・管理の報酬として、運用会社・販売会社・信託銀行に支払う。保有している間ずっと支払い続けるため、運用リターンに大きく影響する。信託報酬ともいう。
信託財産留保額	売却時	売却金額に対して0~0.3%程度。売却時には投資信託の中でも証券を売却する必要があり、そのコストを売却する投資家自身が負担するもの。金融機関の利益になるものではない。

【コラム】災害や盗難などの損害は、確定申告で雑損控除の手続きを！

災害や盗難などで資産の損害を受けた場合、確定申告をすることにより、損害額に応じて所得控除を受けることができます。これを「雑損控除」といいます。この雑損控除を利用すれば、所得税や住民税の軽減につながります。損害額が大きくその年の所得から控除しきれなければ、翌年以降3年間(特定非常災害の場合5年)繰越控除を受けることもできます。

なお、雑損控除を受けるための要件は次の2つです。

1. 資産の所有者が確定申告をする納税者本人、または総所得金額48万円以下で納税者と生計を一にする配偶者や親族
2. 損害を受けた対象資産が、生活に通常必要な資産であること
※例えば、自動車なら通勤用の車は対象ですが、スポーツカーは対象外。別荘やゴルフ会員権、1個30万円超の貴金属なども対象外となります。

そして、雑損控除の計算は①、②のいずれが多い方の金額となります。

- ① (損害額+災害等関連支出の金額-保険金の額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (災害等関連支出の額-保険金の額) - 5万円

なお、災害で損害を受けた場合は「災害減免法」の軽減免除を利用できる場合もあります。

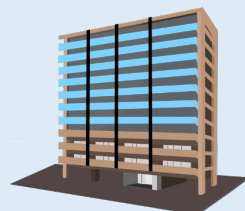
雑損控除と災害減免法ともに対象となる場合は、有利な方を選択利用できますが、より適切な方を受けられる様早めに税務署へ相談に行くことをオススメします。



今月のマネークイズ

地震が多い日本では、建築基準法により耐震基準が設けられており、時代とともにその基準が厳格化されています。では、新耐震基準はいつから適用されたのでしょうか？

- 1 1981年6月
- 2 1995年6月
- 3 2000年6月



(答えは裏面にあります)

今月のお知らせ

1月は「睦月」とも呼ばれますが、これは正月に親戚一同が集まる「睦び(親しむこと)」から由来すると言われています。「如月」は寒さが残る2月に衣を重ね着する「衣更着」、「弥生」は「木草弥生い茂る月」が短くなったと言われるなど、四季折々の風景が浮かぶ美しい言葉たちです。



マネークイズの答え

正解：1

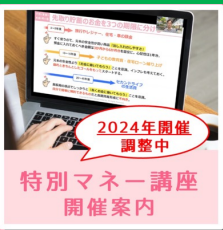
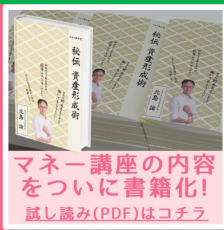
新耐震基準が施行されたのは1981年6月1日。これにより、1981年5月末までの基準は「旧耐震」、6月1日以降の基準が「新耐震」と呼ばれています。

建築確認が完了した日が1981年6月1日以降であれば「新耐震基準」の建物となります。

【最近の相談事例（ご参考）】

- ・ NISA/iDeCoなど運用を始めてみたいけど、どうしたらよいか分からない。
- ・ 子どもの教育費、老後資金準備など、お金全般が不安。
- ・ 現在の運用状況の書類が届くが、見方が分からない。

※相談のご要望はLINEにてお気軽にご連絡下さい！



👉 LINEから参照出来るコンテンツ 👉

こちらの「LINE」でも様々な情報をお届けしていますので、未登録の方は是非ご登録ください！



編集後記

2024年もどうぞ宜しくお願い致します。元旦から能登大地震で大変な状況となってしまいました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。我が家は家の中のモノが壊れた程度で全然影響は小さかったのですが、避難生活や直接的な被害を受けた方のことを思うと言葉がありません。今はボランティアなど直接支援は難しい状況ですが、それぞれが出来ることに集中して前を向くことで一日でも早い安心安全な日常を取り戻せる様に願っています。

もし、住宅損害に対する保険請求でお困りの方が居ましたら、お手伝い出来ることもあると思いますのでご一報頂けたらと思います。(この様な時は必ず詐欺業者が出てきますので、本当にご注意お願いします)

【近況報告1】東京マラソン2024へ向けて爆走中

昨年10月に金沢マラソンを走ったばかりですが、次の目標である3月の東京マラソンに向けて黙々と走っています。Apple Watchの記録を見てみると、『7月: 32km→8月: 14km→9月: 31km→10月: 195km→11月: 149km→12月: 211km』と距離が圧倒的に伸びています。ランナーズハイの様な感じで心地良く走れているので、1月と2月も引き続き走り続けたいと思います！



【近況報告2】恒例のスタバ福袋をゲット



倍率10~20倍と言われている毎年大人気のスタバ福袋の抽選に夫婦で申し込んで1つ当選出来ました！しばらく家ではスタバの豆でコーヒーを楽しもうと思います☕ 昨年に引き続き福袋を紹介します(続きはインスタで📷)

4児パパFP

北島 諭

正しい金融リテラシーの教育・普及活動を行い、子ども達と皆様が安心出来る未来へのサポートを行うFP(ファイナンシャルプランナー)

- ①金融・投資教育支援：子供と家族の未来を考える会® 石川支部運営
- ②資産形成アドバイス、資産配分確認、家計・保険見直し等のFP相談全般

KITAJIMA FP OFFICE / 北島未来経営研究所

〒920-0849 金沢市堀川新町5-1-3F(金沢Rise内) ←パチンコホームランと同じ建物で無料駐車場あり

TEL: 090-1536-8175 E-mail: info@kitajima-fp.com

